

「わたしは大丈夫」  
と思っていますか？



毎日当たり前に行っている「買い物」

私たちは消費者として、

食品や日用品、さまざまなサービスを

選び、購入しながら生活しています。

しかし、その「当たり前」の中で、

「思っていたものと違った」

「契約内容がよく分からない」など、

ふとした瞬間に、困ったり、不安を感じたり

したことはありませんか。

そんなとき、

ひとりで悩む必要はありません。

あなたの「困った」を受け止め、

解決への手助けをするのが、

消費生活センターです。

5月は「消費者月間」

この機会に、消費生活センターの役割や

相談方法について、改めてご紹介します。

消費生活センターは、自治体が運営する、消費生活トラブルの相談窓口です。

専門の相談員がおり、助言や専門機関への橋渡しを行い、問題解決のためのお手伝いをしています。

市消費生活センターには、さまざまな相談が寄せられ、

件数が一番多いのは

「通信販売」、次に

「店舗購入」となっています。

年代を問わず

インターネットを

活用できる社会になり、これまでの対面での

トラブルに加え、

ネット上でのトラブルも増えています。

### 高萩市 消費生活センター

平日 9:00 ~ 12:00  
13:00 ~ 16:00

場所 市役所2階

電話 23-2114

☎ 188 (消費者ホットライン)からつながります。

※時間帯や曜日によっては、  
国や県のセンターにつながります。

### 消費生活相談の分類別件数



(R7.4月~R8.3月)

1位	通信販売 (インターネット通販など)	52件
2位	店舗購入	25件
3位	訪問販売 (リフォーム工事・点検商法など)	12件

